

平成28年度第1回 千葉県情報公開推進会議会議録

1 会議の日時 平成28年7月1日(金) 午前9時35分から午前11時45分まで

2 会議の場所 千葉県庁本庁舎1階 多目的ホール

3 出席者の氏名

(1) 委員

大田 紀子委員、上谷 豪委員、桑波田 和子委員、佐野 善房委員、末吉 永久委員、橋本 拓朗委員、松村 雅生委員(委員:五十音順)

(2) 事務局

高梨 みちえ政策法務課長、高岡 宏治政策法務課副課長、酒井 浩之政策法務課副課長(情報公開・個人情報)、情報公開班、相談調整班職員

4 会議に付した議題

(1) 推進会議の活動状況及び開示請求等運用状況について

(2) 苦情処理等について

(3) 情報公開制度の運営の改善に関する意見書について

(4) 大量請求等権利濫用的請求への対応について

5 議事の概要

事務局(酒井) 皆様、おはようございます。本日は、お忙しい中御出席していただきましてありがとうございます。

現在、出席委員は半数を超えておりますので、定足数に達しております。定刻となりましたので、ただ今から、平成28年度第1回千葉県情報公開推進会議を開催いたします。私は本日の司会を務めます政策法務課情報公開・個人情報担当副課長 酒井と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日の会議は公開となっており、傍聴要領の定めにより傍聴者の方が入室されることがあります。会議次第の最後に傍聴要領を添付してあります。傍聴者の方は、この傍聴要領の記載に従い傍聴していただくこととなります。

次に、この会議は規定により議事録を作成することとなっておりますので、会議中の発言を録音させていただきます。また、作成した議事録は、県ホームページにおいて公表いたします。

それでは、議事に先立ちまして、高梨政策法務課長より御挨拶を申し上げます。

事務局(高梨) おはようございます。政策法務課長高梨でございます。千葉県情報公開推進会議の開催に当たりまして、一言御挨拶させていただきます。

委員の皆様にはお忙しい中お集まりいただきまして、御礼を申し上げます。ありがとうございます。

本推進会議は、情報公開制度の運営の改善について調査審議し、併せて情報公開事務に関する苦情処理を行うことを目的として設置したもので、これまでも多くの情報公開制度の改善策等について御審議をいただいております。

昨年度は、行政不服審査法改正に伴います条例改正に際しまして、会長はじめ委員の皆様の御協力により推進会議から提言をいただき、円滑に事務を行うことができました。また、20件にのぼる苦情の申出につきまして、苦情処理部会を3回開催いたしまして、適切かつ迅速に処理をしていただきました。ありがとうございました。

本日の会議では、開示請求の運用状況等につきまして御説明させていただきますけれども、本県の情報公開制度は大量請求や異議申立て案件の滞留に直面しておりまして、こうした課題の解決に向けた対応が求められております。

引き続き、本県情報公開制度の適正な運用に努めてまいりますので、委員の皆様には情報公開制度の充実と円滑な運営におきまして、お力添えをいただき、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。

よろしく願い申しあげます。

事務局（酒井） それでは続きまして、事務局職員の紹介をいたします。政策法務課高梨課長でございます。同じく政策法務課高岡副課長でございます。続きまして、政策法務課情報公開班谷口班長でございます。続きまして、政策法務課相談調査班永嶋班長でございます。この他、担当の班員が出席をしております。よろしく願いいたします。

それでは、本日の議題に入ります。議事の進行につきましては、会長が議長となります。松村会長、よろしく願いします。

松村会長 改めまして、おはようございます。本日もよろしく願いします。

その前に、御欠席の委員さんが3名ほどおられますけど、ご予約はどうなっておりますか。連絡を受けていますか。

事務局（酒井） 中橋委員は、欠席の旨連絡を受けております。上谷委員、末吉委員につきましては、連絡は入っておりませんので、遅れて参加されると思われれます。

松村会長 じゃあ、後で御参加される可能性があるということで。

それから、傍聴の方、今日お見えになっておりませんが、これは特に何か連絡はありませんか。

事務局（酒井） 連絡はございませんが、傍聴できる旨ホームページで公表しております。希望があればお見えになられるかと思えます。

松村会長 はい。わかりました。そういうことで、審議を進めさせていきたいと思えます。

それでは、まず席上に資料をお配りしておりますけれども、本日の議題の1 推進会議の活動状況及び開示請求等の運用状況について、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局（谷口） それでは、次第に沿いまして、御説明いたします。

議題の1 推進会議の活動状況及び開示請求等の運用状況について、御説明いたします。資料1を御覧ください。

平成27年度の活動実績でございますが、平成27年9月16日に第1回会議を行いました。これは委員改選後、第1回目の会議でしたので、会長選出、部会長の指名を行いました。主な内容といたしましては、「工事等の金額入り設計書の交付手続の見直し」について御審議いただきました。これは、近年開示請求が増加傾向にあります工事等の金額入り設計書の開示請求に対して、より簡易な方法で写しを交付する制度を新設することとし、本会議での議論を経て、昨年度交付要領を新たに制定し、本年度から運用しているところです。また、平成26年度の苦情1件についての報告がございまして、その時点で申し出のあった11件の苦情について説明を行いました。

次に、今のところですが、平成27年度第2回会議でございます。平成26年度に行政不服審査法が50年ぶりに全面改正されまして、千葉県情報公開条例もこれに合わせた改正の必要があり、その概要を御説明いたしました。そして、改正の方向性について検討していただき、これを踏まえました条例案が2月議会で可決されたところです。なお、提言は2月にホームページで公表しております。

次に、(2)苦情処理調査部会の開催状況でございますが、昨年度は部会を3回開催し、処理した案件は20件になります。苦情申出人は、延べで2名となっております。

27年度の苦情処理ですが、昨年度、実施機関に是正を求めた案件は1件ございまして、資料に記載のとおりです。この内容としましては、諮問まで2年7カ月を要した案件です。

次に、2ページ、現在の苦情処理状況の一覧をお付けしております。平成17年度の制度発足以来、苦情は185件申し出られておりました。実施機関に是正を求めた案件は38件となっております。

次に、資料2を御覧ください。開示請求等運用状況についてです。

情報公開制度の沿革についてですが、平成28年4月に、先ほど申し上げましたが行政不服審査法の改正に伴う条例改正を行い、この平成28年4月1日から施行されております。

次ページ以降の請求等の状況については、相談調整班の永嶋から御説明します。

事務局（永嶋） それでは、運用状況における開示請求等の状況を、相談調整班の永嶋から御説明を申し上げます。

5ページを御覧いただきたいと思います。2 請求等の状況で、(1) 開示請求件数の推移でございます。御覧の表は、請求件数と請求者数を、平成15年度から表記してあります。

請求件数とは、当該年度に開示・不開示等の決定を行ったものの行政文書の件数となっております。御覧いただきますとお分りになるかと思いますが、請求件数は不正経理問題の関係等から平成22年度に5万件を超えましたが、それをピークとして、一旦減少傾向で、その後平成25年度からやや増加傾向という形になっております。

また、請求者数は、実際に情報公開請求をした実人数でございます。平成15年度は288人だったものが、徐々に増加し、平成25年度は500人を超え、平成27年度は600人を超える状況でございます。年々利用者の範囲が広がっていることが、読み取れるかと思っております。

次に、(2) 実施機関別の請求件数でございます。全体の状況として、各年度とも知事部局、それからその次の教育委員会への請求件数で、全体の8割以上を占めております。また、平成27年度は前年度に比べて知事部局の請求がやや増加した一方で、教育委員会への請求がやや減少している状況でございます。

次に、(3) 請求件数及び開示等の実施状況でございます。請求件数に対して、開示決定等をした割合が示されております。請求に対する決定は、全部開示に部分開示を加えた割合、すなわち何らかの情報が開示されたものの割合は、ほとんどの年度で9割を超えてございます。

また、平成27年度でみますと、3番目の不開示決定、これが1,063件、6.3%ですが、このうち764件は請求に係る文書を作成又は取得していないなど、不存在によるものでございます。

その次の却下でございますが、これは対象文書が、例えば他の法令の規定により閲覧・縦覧等がなされているもの、また、文書館・

図書館等で一般に閲覧・貸出が行われているものなど、条例の適用外のものであったり、請求内容から対象行政文書の特定が不能であったものがございます。なお、今年度から却下については、条例の解釈変更によりまして、不開示として取り扱うこととしております。

それでは、その次の資料の6ページを御覧いただきたいと存じます。(4) 請求件数の各県との比較でございます。他県の27年度データは出揃っていないため、26年度までの比較となっております。東京都を除くと、請求件数は開示決定等を行った行政文書の件数となっております。御覧いただきますと、千葉県は関東近県の中でも請求件数が多い県であることが、お分かりいただけるかと存じます。

次に、3 不服申立ての状況について説明いたします。

まず、(1) 不服申立て事案の推移について、でございます。平成15年度以降、各年度とも数十件の不服申立てが提起されている中、平成27年度は171件という多数の不服申立てが提起されています。これは、同一の請求者から集中的な行政文書の請求があり、これに対する複数の部分開示決定等について関連する事案をまとめて不服申立てが提出されたものとなったため、件数が増加したものです。

その次の(2) 不服申立ての処理状況につきましては、現在の情報公開条例が施行された平成13年度からの累計となっております。

その次の(3) が、平成27年度の処理状況でございます。累計で見ますと、提起された不服申立て721件のうち、459件が処理済みですが、262件が処理中となっております。また、処理中における審議中97件でございますが、これは情報公開審査会での審議にかかっているもの。その右の検討中とは、実施機関において原処分の見直し等のため、審査会の諮問に至る前のものと、答申を受けて不服申立てに対して裁決の決定処理を完結する前のものをいいます。

平成27年度の処理状況につきましては、審査会の答申を受けて裁決の決定処理を完結したもの等の件数となっており、合計で23件となっております。

運用状況につきましては、以上のとおりです。

松村会長

ありがとうございました。私の不手際で、先ほどお願いするのを忘れておりましたが、本日の会議録署名人を大田委員お願いいたします。今の御説明について御意見・御質問ございますでしょうか。

大田委員 大田です。資料1 1ページ、先ほど御説明ありました(2)平成27年度の20件、申出実人数2名で大丈夫ですよね。「延べ」という言葉がはいていたと思うんですけど、気のせいで大丈夫ですね。2名で大丈夫ですよね。

事務局(谷口) はい。2名です。

大田委員 はい。ありがとうございます。

松村会長 私の方から、ちょっとですね、お願いといたしますか、検討事項として検討されたいかがかということ、何点か申し上げたいと思います。

まず、千葉県の情報公開制度が利用された件数が、前からわからないのですよね、枚数でやるものですから。いつの時点か、年度単位ぐらいで、他県並みに、件数カウントしたらいくつになるのかというのを一度やっていただけないか。もちろん大変な作業ですよということであれば、それはそれでいいですけども。大した事でなければ、他県との比較との観点で、だいたい他県ベースでカウントしたらどのくらいになるのか一度整理されたいかがかと。これが一点です。

それから、不服申立ての状況というのが27年度130件というのがありますが、それに関連して、同じように請求の所のカウントの考え方を変えれば不服申立てのカウントもカクンと落ちるシロモノなのかどうか。その点が一点。

不服申立ての処理状況なのですが、今日の苦情処理事案でもいっていますし、これまでも何べんも出てはいますが、時間がかかりすぎるというのが、しょっちゅう意見がありますよね。

だから、そういうことからすれば、少なくとも推進会議に年度報告いただく時には、どのくらい時間がかかっているのか、少なくともそれは御報告いただいた方がいいのではないかと。国の方もかなり詳細に、どういう段階にどれほど時間がかかったのか、実施機関での処理に時間がかかっているのか、諮問にどれほどかかっているのか、きちっと整理をして発表していますからね。

この推進会議の立場としては、どこにどれくらい時間がかかっているというのは年度ごとに出していただきたいという気がいたします。

どれだけの作業になるか分かりませんので、これはお願いといたしますかね、検討をお願いしておきたいと思います。

事務局(永嶋) 第一点目の御質問ですが、他県並みにカウントという点について、

補足をしたいと存じます。

千葉県の場合には、行政文書の件数ということでカウントをいたしております。これにつきましては、他県についても同様のカウントをしておりまして、6ページ一番上の(4)の表では、東京都以外は同じカウントの方法をとってございます。東京都は処分件数ということでカウントをしておりますが、それ以外の県につきましては同様の方法でカウントをいたしてございます。

松村会長

はい。わかりました。

それでは次に、資料3は、御報告いただくのですか。

事務局(谷口)

資料3について、御説明いたします。本県の情報提供の状況についてでございます。

県では、開示請求により情報公開と併せ、県政に関する情報を積極的に提供・公表することに努めております。条例では情報公開の総合的な推進として26条、27条に規定があります。

まず、昨年度の実績ですが、27年度の公表件数は1,798件となっております。

主なものとしたしましては、「産業廃棄物処理業者に対する行政処分」「食中毒の発生」「各種月報」となっております。昨年度は、例えばでございますが、震災の直後には、放射線量関連の公表等が数多くなされておりましたが、これとって特徴的なものはなかったものですから、このような形となっております。なお8ページに簡単ではございますが、主だったものの一覧がございます。

それから次に、2 行政資料有償頒布についてですが、県の作成する行政資料の一部につきましては、文書館において県民向けに有償で販売をしております。27年度の頒布状況ですが、238種類につきまして13,330部の販売がございました。こちらも9ページに一覧表があります。

主だったものとしたしましては、千葉県職員録や公用文作成の手引などが多くなっております。

資料3の説明は、以上になります。

松村会長

はい。ありがとうございました。

今の御報告について、御質問・御意見はございますか。

佐野委員

開示請求の、5ページの、知事部局に対する開示請求というのはすごく突出しているんですね。そのあと教育委員会の39%。教育委員会に関しては、事情はある程度はわかるんですけど、知事部局が多いというのはどういうことなんですかね。

- 事務局（永嶋） 知事部局で一番多いのは、県土整備部となっております、4,257件となっております。先ほど説明しました、工事等に関する金額入り設計書、これが非常に多くなっております。
- その次に多いのが農林水産部でございます、1,684件となっております。こちら、金額入り設計書と、昨年については森林関係の台帳関係が多く請求されたという記録が残っております。
- その次に多いのが、健康福祉部でございます、666件であります。
- 佐野委員 教育委員会の開示請求は、ある程度特定した人からの請求が多いと思われるのですが、知事部局の方はある特定の人以外に広く係るわけですか。特定の人に限られてないという理解でいいですかね。
- 事務局（永嶋） かなり幅広く請求されておまして。例えば、県土整備部におきましては、入札に参加する事業者の方が入札の参考とするために、設計書の写し、こういったものを請求するというケースが多くなっております。
- 佐野委員 ありがとうございます。
- 松村会長 今回の佐野委員のこととも関連するのですが、資料3を見て思ったのですが。
- 利用状況と有償頒布については報告があるわけですけど、推進会議というのは、そもそも中心となるのは情報公開条例の運用状況について色々な目配りをしてですね、必要な制度改正等がないかを検討するわけですね。
- そうであれば、情報公開条例に基づく開示請求がおおよそどういうものがきているのか、そういうものをまず表す資料がね、推進会議に出されないというのは、おかしいと思うわけですね。
- 多くの自治体では、それはオープンにしておりますし、こういう会議なんか行くと全部一覧でね、出ているんですけども、また16,000件をそのままじゃ出せないんでしょうけど、代表的なものをですね、あるいは多いもの順にまとめて出すとか、何かちょっと工夫していただかないと。情報公開制度が機能しているかとか、どれだけ県民の公開要求に応じて対応しているかということをおぼろげにね、ちょっとまずいんじゃないのかと私は思うのですがね。
- 何かそこは支障があるのでしょうか。
- 事務局（永嶋） 確かに先生がおっしゃるように16,823件の資料は、これはございますけど、これをまとめたものとしまして、例えば、各部局で件数の多い課をまとめた資料等がございます。例えば、教育委員

会で申し上げますと、一番昨年度請求が多かったのは、教職員課でございまして、1, 138件でございます。

松村会長

個別に、今、とりあえず御説明を聞いてもしょうがないのでね。今、申し上げたのは、推進会議の役割からして、情報公開条例の運用状況については、具体的にどういうものにどういうふうに使われているかも併せて、次回から御報告いただいた方がいいんじゃないかという趣旨で申し上げておきます。

もちろんですね、推進会議というのは苦情処理というのがですね、大きな役割にしておりますけど、それ以上に、制度をですね、より有効なものにしていくかということが大きな使命だと思っております。それに必要な材料といいますか、それは是非お願いをいたしたいと思います。

それではですね、次の議題に入りたいと思います。議題2になります。議題2の苦情処理等につきまして、佐野部会長から御説明よろしくをお願いいたします。

佐野委員

苦情処理調査部会長の佐野です。それでは、苦情処理調査部会で審議された内容について、御説明をさせていただきます。

本日報告する案件は、平成27年度第2回、これは平成27年12月2日に開催されたものでございます。及び第3回、これは平成28年3月15日に審議をされまして処理をいたしました。

苦情事案2から苦情事案20までの、合計19件でございます。資料は4でございます。これにまとめたものが添付されております。これを見ていただきながら、御説明をさせていただきます。

まず、平成27年度の苦情2でございます。この内容は、福利課の開示実施の場に、教育総務課の職員が同席したところ、この同席は苦情申立人を監視・威嚇する目的でなされたものであって不当であるというような苦情の内容になります。また、その結果、開示実施できなかつたものですが、その時の開示文書をセンターに預けてあるから、いつでも見に来てくださいとの趣旨で苦情申出人に対し担当者が通知したわけですが、これが要綱に違反した取扱いであるという苦情が併せてなされています。なお、教育総務課は、教育委員会の中で情報公開の総合調整を行っている部署でございます。教育総務課の職員は、今日報告する案件にも、たびたび登場いたします。

そして、苦情2の処理結果でございますが、教育総務課の職員は、情報公開の総合調整という名目で立ち会っており、何ら監視・威嚇

する目的がなかったこと、それから開示文書をセンターに預けてあるのは、請求人がいつでも閲覧できるようにとの配慮のもとに、というような説明をしておりますので、この実施機関の説明による事務に不適切な点はないと判断をいたしております。

次に、平成27年度苦情3でございます。これは苦情2と同様に教育総務課の職員が再び福利課で行われた開示の場に立ち会っているという苦情でございます。処理結果としては、苦情2と同様に、監視・威嚇する目的ではなかったというようなことで、苦情2と同様になっております。

次に、平成27年度苦情4でございます。これは、全部開示決定通知に不服申立てができる旨の教示がなされていると。全部開示なのに何故不服申立てができるのか、おかしいんじゃないのかとの苦情の申立てでございます。こちらについては、全部開示決定であっても、特定漏れなどの場合がありますので、この場合には不服申立てができることとなっております。平成26年度に規則改正を行いまして、様式の中に教示がございまして、実施機関の事務処理に不適切な点はないということでございます。従前はこういう教示の文言がなかったものの平成26年の規則改正を行ったとのことであり

ます。

平成27年度苦情5について御説明いたします。教育委員会の開示実施の時間が、午前9時30分に設定されていましたが、教育委員会が同日の午前10時に行政不服審査法の口頭意見陳述を行うとしたことに関する苦情の申出でございます。どちらか一方が時間的に難しいのであれば変更の申出は可能であること、苦情申出の利便性を考える上で同日に設定したという教育委員会、実施機関の説明でございます。その説明どおりであれば不適切な事務処理ではないということに判断をいたしております。

次に、平成27年度苦情6でございます。苦情6は、苦情5と日時が違うのみで、同様の苦情でございます。したがって、苦情5と同じ判断をいたしました。

平成27年度苦情7でございますが、開示請求に対する補正の方法についての苦情でございます。当該開示請求に対して、実施機関は、却下処分としております。苦情申出人はこれに対して異議申立てをしておりますので、補正の当否は情報公開審査会の審議の中で判断されるべきもので、条例の規定により、苦情の申出には応じられないというような判断をしております。

次に、平成27年度苦情8でございます。苦情8は、苦情7と同様に、補正に関する苦情でございます。これも同じく、審査会の審議の中で判断されるべきものであると。同じように苦情の申出に応じられないとの結論となっております。

平成27年度苦情9でございます。これは、苦情2と同じでありますので、苦情2と同様の処理をしております。

平成27年度苦情10でございますが、こちらも苦情3と同様の内容を再度苦情の申出がなされておりますので、こちらも苦情2と苦情3と同様の処理をしております。

平成27年度苦情11でございます。こちらは苦情7と苦情8と同様に補正に関する苦情でございます。条例の規定により苦情の申出には応じられないという結論に達しております。

平成27年度苦情12でございます。この内容は開示決定通知を受け取ってから3日後に、開示日の指定がなされているとの苦情でございます。短すぎるのではないのかとでございます。以前、苦情処理部会で、開示実施の指定日は通知書の到達日から3日以降が望ましいとしているところですが、今回の件で苦情申出人は土曜日及び日曜日を除いて日数を数えていることから短くなったものですが、苦情申出人も述べておりますが、到達日は3日以降の指定となっております。先例に照らしても不適切な点は認められないというような結論をしております。

平成27年度苦情13でございますが、これは苦情2と苦情3と苦情9と苦情10と同様でございます。教育総務課職員が立ち会っているとの苦情ですが、処理結果もこれらと同様の処理結果となっておりますので、そのとおりの結論となっております。

平成27年度苦情14でございます。苦情申出人が実施機関に提出した文書、開示する文書が多いので、担当課である教職員課と苦情申出人が、開示について整理をする旨を伝えた内容の文書でございますが、教育総務課から教職員課に伝わっていないというような苦情でございます。これは、部会の方で調べてみましたが、この文書は教職員課に伝わっており、不適切な事務処理はないとの結論に達しました。

次に、平成27年度苦情15でございます。教育総務課の職員Sさんが、開示実施の場に突然現れて開示を妨害したというような苦情でございます。部会で調査しましたところ、この職員は苦情申出人に連絡事項を、事務連絡を伝えようとしただけであると。妨害し

た事実は認めることができず不適切な点はないという結論に達しております。

次に、平成27年度苦情16でございます。この内容は、口頭意見陳述の場で、教育総務課職員が意見陳述を妨害したという苦情の内容です。苦情申出人がいう妨害とは、教育総務課職員が高校の事務長にメモを差し出したり、この高校の事務長の体を突いていたとの事ではありますが、この教育総務課職員は事務長の聴取の補助を行っていたにすぎず、不適切な点はないという結論に達しております。

次に、平成27年度苦情17でございます。開示実施をする担当課の順番を苦情申出人と調整するとの文書を教育総務課が一週間程度で郵送すると約束をした、その文書が来ないとの苦情の内容となっております。これにつきましては、実施機関の切手使用簿等から郵送している、発信しているということが認められますので、郵便事情から考えても、一週間程度の約束は守っていることが認められますので、不適切な点はないと判断しております。

次に、平成27年度苦情18でございます。同じ内容の開示請求に対し、一方で補正依頼をし、一方で補正依頼をしないという場合があるという、ちぐはぐな取扱いではないかとの苦情でございます。これに関しましては、担当課でそれぞれ事情が異なるので必ずしも同一の扱いになるとはならないとの趣旨で説明しておりまして、今回のこの処理については裁量権の逸脱などを認めることはできず、実施機関の事務処理に不適切な点はないとの結論になっております。

平成27年度苦情19でございます。これは、苦情5と苦情6と同じように、口頭意見陳述時に開示実施が設定されており、その事に関する苦情でございます。苦情の処理といたしましては、都合の悪い場合には単にその旨を連絡して再度調整すればよいということとございまして、実施機関の事務に不適切な点はないとの判断でございます。

最後に、平成27年度苦情20でございます。12件の行政文書の開示を1日で行うことに対しての苦情でございます。12件も1日だと、物理的に難しいんじゃないか、困難であるという苦情の内容となっております。もうひとつ、実施機関が苦情申出人に発した文書に赤のアンダーラインがあったと、これは赤線を引いたことに対する苦情でございます。この苦情申出人は160件余りの開示請求を行っておりまして、1件当たりの閲覧の実施の量が多くならざるを得ない。こういう物理的なことからの要請があります。そうい

うことから実施機関の事務に不適切な点はないとしております。また、文書に赤線を引いたことに関しては注意を喚起するためなのであって、それ以外の目的があったものとは認められませんので、不適切な点は認められないというような判断をいたしております。

処理済みの案件についての報告は、以上になります。

松村会長

ありがとうございました。

お忙しい中ですね、苦情処理の多くのケースについて御丁寧な御検討をしていただいた結果だと思えますけれども、委員の皆様から、関連して御発言・御質問等はございますでしょうか。

私の方からは、2点ほどですね、御質問させていただきたいと思うのですけれども。

苦情4についてなんですけれども、開示決定について不服申立てを出しますというのをおかしいのではないかとの御意見、その理論はもつともだと思えるのですけれども。

佐野委員の御説明ですと、例えば特定漏れとかそういうケースを御指摘していただいているんですけれども。そうしますと、少なくとも明示しないで全面的に開示決定に対して、裸でですね、不服申立てができますというの誤解を生じますので、出来る場合を限定して書くという、そういう事は考えられるのでしょうか。

佐野委員

これは問題になってね。私の方も、なんで全部開示になのに不服申立てができるんだと。従前はなかったはずなので、そういうことで一応、事務局の方と議論いたしましてですね。

ただまあ、私どもの判断としては、これは有害的な記載事項じゃないだろうと、というようなことで、よろしいんじゃないかとの判断だったんです。

松村会長

例えば、でも、開示決定本人からはそういう事はないとは思えるのですけど。不服申立て、あるいは不服申立てができるなら訴訟もできるのですよね。訴訟起こしたところね、却下された、いったいどうしてくれるんだ、そういうことについてはどう答えることになるのでしょうか。

普通、不服申立てができる事項というのは、当然訴訟事項ですよ。いずれにしても、筋からいったら、仮に特定漏れといったものについて、別の事だというふうに考えるのか。その裏にその他の部分については特定しないよう不開示だよというような判断を含めたケースがありうるというのか。それで、それを何らかの形でですね、その文書に表示するのがいちばんスマートなやり方かなという気が

するのですけど。

佐野委員 会長の持たれた疑問と同じ疑問を私も持って。議論して、まあそうかいと納得したんですけどもね。

事務局（谷口） 教示を入れた経緯ですが、実際に、全部開示決定について異議申立てが何件か出されたことと、国の取扱いでも、全部開示決定で教示が入っていることです。一応、特定漏れを念頭に置いているのですけど、一般的に処分に関して何らかの申出ができることから、教示を入れました。

実は情報公開審査会からの意見を踏まえまして規則を改正して教示を入れたという経緯があります。

松村会長 これは、不服申立て事項そのものではないですから、推進会議の事項であると思うのですけどね。所轄事項としては。

特定漏れがある場合とか、せめて特定漏れがある場合等とか、記入することはやはり不可能なのですか。

国の場合にはね、全部開示と不開示決定が一つの文書になっていますから、そういう文言を仮につけていても特に不都合はないという状況が生じていますし。かなり国の審査会でも当初議論いたしまして、今申し上げたことで認めざるを得ない。やむを得ずやった経緯がありますけれども。

そういう事を踏まえますと、せめて特定漏れ等の場合において不服申立てができる場合があります、という変な教示なのですけどもね。そのくらいしか法的にはできないのではないかと、私は思うのですがね。そこは、どうですか。

事務局（谷口） 教示につきましては、様式もそうなのですけど、規則で決まっておりますので、規則改正等が必要となってきます。一般的な教示の規則が県にはございまして、そこで文言が決まっておりますので、そこに特定漏れ等と入れるのは現実的に難しいかなと思っております。

松村会長 別に規則は変えればいだけであってね。それは理屈には、規則はそうなのであるというのであれば、私どもの推進会議の意味はありませんのでね。制度改善について審議するという事ですからね。そこのところは、もうちょっと御検討いただきたいと思えます。

それからですね、初めてみる事案で、ちょっと気になったのは、補正の話がいくつかですね、出ておったんですけども、ほぼ共通する点があるとの御説明があったと思うんですが。何か代表的なもの

で、苦情 7 あたりで、御説明お願いできますか。申し訳ございません。

橋本委員

担当しました橋本でございます。

苦情 7 は、実施機関が開示請求について補正を求めたところ、この補正については不適當だからこのような補正をするなという苦情です。

それに関して、補正を求めた事項について申出人がこれに応じなかったため、その後実施機関から情報公開審査会に諮問がすでになされており、さらに補正に応じなかったことを理由に却下が行われているという状態になってしまったものです。

なので、それについて情報公開推進会議の苦情としてこれを取り扱う事ができるのかという点が問題になると。審査会で審議されるべきところと、推進会議の苦情として出てきているところと、重なってしまっているということ。

それを条例に基づいて検討したときに、諮問がされたということによって、条例 27 条の 2 第 3 項の中で、苦情の申出について申出ができないというただし書以降がありまして、1 号から 3 号まであるのですが。1 号は審査会の調査権限に関する苦情で、2 号は開示決定等について行政不服審査法による不服申立てをすることができるものに係る苦情で、3 号は開示決定等について行政不服審査法による不服申立てを行った場合における当該不服申立てに係る苦情の、この 3 つがあるわけです。

却下決定がされた段階で、行政不服審査法による不服申立てをすることができるという状況になってしまったので、これに基づいてただし書に該当してしまって、推進会議に対して申出ができなくなってしまう。こういうことがあり、結局、推進会議の方で判断できないということ苦情申出に応じることはできない。

そのような申出のできない事由に複数あたってしまい、最終的に推進会議の方では判断できなくなりましたという状況でございます。

松村会長

却下事項について、従来は審査事項でないというのが千葉県の取扱いだったのですね。これは、今年の 4 月以降は、却下事案をこれを諮問とするのですけども。それ以前であれば、審査会に対する諮問事項から外していたのですね。

橋本委員

時点としては、却下されたという段階で行政不服審査法に基づく異議の申立てができる状況になった。

松村会長

不服申立て事項ですか。

橋本委員 行政不服審査法による不服申立てです。行政処分として却下がされたと。

松村会長 わかりました。諮問事項ではないのですね。

もうひとつは、審査請求ができる事項というのと、補正の問題ですね。補正のあり方というのは、ある意味では推進会議としては非常に関心を持たざるを得ないわけですから。不服申立て本体はね、不服申立ての対象ですよということで。その前段階である補正問題も、そういう一括として取り扱うことが適当であるかという観点でお伺いするわけですから。

どういう補正の内容だったかという点なんですけど。それと不服申立て事項と考えられている事項との関係をお伺いしたいのですけど。

橋本委員 補正の内容については請求の内容が明確でないので、実施機関としては、特定してくれ、明確にしてくれ、という形で補正をかけたわけですね。それに対して、申出人は、これで十分明確であり補正は不必要であるということで反発をしたという中身になっております。

補正に応じなかったことにより却下という流れになっているので、却下処分の不相当を判断するにあたって補正がそもそも有効であるのかどうかというところを判断せざるを得ない。そうなってくると、本来補正そのものについては情報公開推進会議で情報公開の在り方についての検討の対象になるはずなんですけど、却下決定のところの有効性・無効性を判断するには、そもそも補正が有効かどうかを判断せざるを得ないことから、却下決定の有効・無効の判断で使われてしまう結果、こちらではもう判断すべきでないという形で、外されているということになります。

松村会長 はい。わかりました。私の疑問は解消いたしました。まさに不服申立て事項にかかっているわけですね。

橋本委員 おっしゃるとおりです。

松村会長 はい。わかりました。

私の方から先に御質問させていただきましたが、先生方よろしいでしょうか。

先ほども課長さんと意見交換したのですが、苦情処理というのは、部会で専横的になされるということがあってもかかわらず、こちらの方で報告事項ということで部会長の方から処理過程を含めてですね、処理状況を御報告いただくのはどういう趣旨なんだろうかとということで。それが制度改正ということにつながり得る可能性がある

ので、推進会議として見ていくということかなということですので、あえてお伺いしたところですけど。

それでは、議題2の苦情処理については、以上で終了にしたいと思えます。

次に、議題の3ですね。情報公開制度の運営の改善に関する意見書について、事務局から御説明お願いいたします。

事務局（谷口） 先ほどの説明で漏れてしまったのですが、苦情が平成28年度中に2件出ておりまして、その紹介を簡単にさせていただきたいと思えます。

23ページになります。平成28年度苦情1と2ということで、これは同じ方から出ています。6月23日と6月26日です。ひとつは知事、政策法務課宛てで、もうひとつは知事、精神保健福祉センター宛てです。

一つ目につきましては、申出人が実施機関から電話を受けたところ、政策法務課相談調整班のK氏が、情報公開について、千葉県の職員から相談があったら相談に応じて助言や協力等を行うのに対して、千葉県民からの相談には応じず、助言や協力等を行わない旨回答したということで、窓口の対応に関する苦情となっております。

二つ目でございますが、担当課は開示決定が遅れ、ようやく通知書等を発送しましたが、開示しない理由として「開示請求に係る行政文書を保有していないため（請求に係る行政文書は廃棄済みである）」とだけ記載されており、保存期間内であるにも関わらず廃棄したため不存在であるという趣旨の記載は一切見られなかったということです。これは、内容的には、廃棄があったようでございますが、その旨が全く書かれていなかったということで、開示決定通知書の記載に関する苦情となっております。以上です。

それでは、議題3の情報公開制度の運営の改善に関する意見書につきまして、事務局から御説明させていただきます。25ページの資料5になります。

平成28年1月24日付けで県民から、情報公開制度の運営の改善に関する意見書が出されております。こちらは、意見書となっておりますが、情報公開条例27条の2第2項で、県民は、情報公開制度の運営の改善に関する意見を推進会議に対して述べることができると規定されており、千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領第4条で、推進会議は、条例第27条の2の規定による意見を、原則として、情報公開制度の運営の改善に関する意見書に

より聴取するものとする」と規定されています。これらの規定に基づきまして、本件意見書が提出されているところです。

推進会議といたしましては、提出された意見書により情報公開の運営の改善に関する事項を調査審議し、これに関し必要と認められる事項を知事に答申あるいは建議することとなります。

本件意見書の内容について、簡単に御説明いたします。本件意見書は、資料5に添付のとおりでございます。要旨といたしましては、意見書提出者が開示請求を重ねて行ってきたが、2つの課以外の一切の担当課が、不服審査における理由説明書の作成者の署名をしていない、行政の説明責任の観点から、最低限、理由説明書を作成した職員の氏名と職名とを明記しておくべきではないか、という内容となっております。

次のページを、御覧ください。実施機関が、情報公開審査会委員長あてに提出した理由説明書のかがみ文となっております。このかがみ文の下の方に、担当者が記載されている例と、記載されていない例が添付されております。この担当者が記載されている部分、このことをもって意見書提出者は、署名というふうな捉え方をしているようでございます。

次のページをお開きください。資料5ですけど、関連法令といたしまして、行政文書規程、これは文書の発信者名等の規定でございます。その他情報公開条例の理由説明書の根拠の規定を載せてあります。次のページになりますが、行政不服審査法上の弁明書の提出根拠です。理由説明書の提出がこの4月1日以降弁明書に差し替わってございますので、その関連の規定を付けております。

また次のページに、開示請求に係る事務フローを付けてあります。理由説明書は中ほどの位置にあります。情報公開審査会の諮問の部分の手続きとされております。

裏面の32ページは、行政不服審査法改正に伴う平成28年度以降の諮問手続きのフローとなっております。原則として、理由説明書は弁明書に差し替わっております。処分庁が審査庁に宛てた弁明書の副本は、審査請求人等に送付されますので、理由説明書と同様、今後送付事務が引き続き継続されることとなります。

次に、事務局としての従来の考え方について御説明いたします。理由説明書に付された担当者名についてですけれども、かがみ文は実施機関が組織として作成したものであって、かがみ文に記載の職員は、特に理由説明書の作成者の署名という位置付けではありません。

ん。理由説明書は実施機関から審査会宛てに提出されたものでございまして、担当者の表示は、いわば審査請求人の便宜のためではなく、審査会事務局の便宜のために連絡先ということで記載されている性質のものであるということがいえます。

公用文作成の手引がございしますが、表紙の裏面の（４）発信者の項目の中で、施行する文書には、受信者の便宜に資するため、必要に応じて主務課、係、班等の名称及び電話番号等を記載しても差し支えないと規定されております。ただし書で、条例、訓令等に記載しない、とされております。

以上のことから、文書施行の体裁等につきましては、文書規程及びこの手引あるいは政策法務課文書審査・収発室の指導等により担当課長の判断によるものであるとの認識でございます。

説明は、以上であります。御審議を、よろしく願いいたします。

松村会長

ありがとうございます。

それでは委員の皆様から、御質問・御意見を伺いたいと思います。

佐野委員

これは、現場の判断でどちらでもできるということで、よろしいですか。

事務局（谷口）

はい。決裁をとった段階で、課長の決裁を経て出しているものですので、それぞれの所属での考え方と思います。

佐野委員

だとすればね。意見書の仰るとおり統一できるのであれば統一した方がよいと私は思います。

末吉委員

この文書が、個人の意見というものではないので、その部署全体の意見として弁明というのかな、そういう理解でなされているものではないかと思っておりますので。しかも、その個人に対する問い合わせというのは特に対外的にされているもの、予定しているものではないのかなと思うんですね。

なので、私の意見としては、担当部署さえちゃんと分かれば、必要ないのではないのかなというふうに考えます。

佐野委員

文書の作成の意味は、２６ページも教育長の名前だし、２７ページも病院局長だし。文書の作成はこの人たちがやったと。ただ、２７ページは、いわば連絡先は全くない。２６ページは、〇〇さんと出ているけど、この人が文書の作成名義人ではないし、責任を持つわけではないんだけど、窓口として、〇〇さんとして表示されているので、やはり県民サイドからすると、どこへ連絡したらいいかわからないという状況よりも、窓口はこの人ですよという意味で、こうやった方がいいんじゃないかと、私は思います。

末吉委員 そもそもが、おそらく県民から担当者へ直接連絡をよこすことを予定した文書ではないのかなというのが私の理解です。その理解が先生との違いではないかと。

 そもそもが、この弁明書なり意見書というのが、審査会宛てのものだとの御説明があったと思うんですけども。問い合わせがあった個人に対する回答だとすれば、もちろん担当者がはっきりしていないと問い合わせもできないんじゃないかと、まさに仰るとおりだと思うんですけど。この書面の性質自体が審査会宛てのものなので、そういう意味で不要なのではないかと。

佐野委員

 そういう意味でね。

松村会長

 そのところ、私から説明しておきます。

 確かに、審査会の委員長宛ての文書なんですけど、これを不服申立人のところに送るというのは制度としているのですね。不開示決定に対して不服申立てを出したら、何で不開示決定にしたというのか詳しくですね、審査会に、例えば教育委員会が報告する。それが不服申立人にも送って、実施機関はこういう理由を言ってますよと。さらに、それに対してじゃあ反論しますか、という便宜のために、一応こういう仕組みですから。名宛人は確かに審査会ですけど、一応それは、申立人にも役に立つから送るというルールにしてあるわけですね。

末吉委員

 そのあたりは私も理解した上でなんですけど。

 結局、間に審査会を置く制度設計になっていると思うんです。それが、担当者を明記することによって、それをそっちのけで、当事者間でやり取りが始まるような形になってしまうのは、むしろ制度として予定してないのではないかなと。

大田委員

 私も末吉委員とまったく同意見で。

 本来、想定していない個人間的なやり取りが、そういうふうに対応、問い合わせ先を書くことが、まったく関係のないという失礼ですが、開示をしてもらった人がそこを署名と認識してしまって、意見書とかにもあるように「説明責任」とか、署名とかという観点で個人としてのやり取りが発生してしまうぐらいでしたら、かえってここに名前があるということは危険なことだな、と認識をしてしまいました。

 ですので、私たちの観点からすれば、そういうふうにしてあることがわかりやすさであるとか、これでも通じるかと思っていたことが、一部の人のにとっては署名的な責任的な観点になってしまうとい

うことの認識ができたんだっただんなら、そういう観点に立ってここに記載されていることに対しても考えてもいいのではないのかなというふうに感じました。以上です。

松村会長

多少私の意見を含めながら、お話をしたいと思うんですけども。

特に県民の方ですから、もちろん慣れた方もいらっしゃるでしょうし、初めての方もおられるでしょうから、県から文書が来た時に、いったいどういうものなのか、これに対して説明を聞きたいとか、今後どういう手続きをするのかとか、色々ですね。だから何らかの形で、そういうことについて問い合わせる窓口というのは、知らせた方がいいのでは。

その時に個人名を出した方がいいのか、なんとか係までとやっていた方がいいのかということと。

それから、そもそも審査会、実施機関ではなくて、理由説明書、これは、千葉県の場合、これは審査会事務局から送っているんですか、それとも教育委員会から送っているのですか。どちらですか。

事務局（谷口）

審査会の事務局から相手方に送っております。

松村会長

わかりました。

実施機関から一律に書いてくださいというふうにやっていくか、それとも審査会の方に、問い合わせがあればそちらの方がよければそういうふうにやった方がいいのか、少し検討材料となるのだと思うのですね。

だけれども、何らかの形で、慣れない県民の方もいらっしゃるから、問い合わせ等ですね、連絡先というのは何らかの形で分かるのがいいだろうと思います。それがバラバラというのちょっとまずいだろうと私は思いますし、私が経験している色々な公的な機関については、大体連絡先みたいのが分かるような仕組みになっているのじゃないのかなと思っております。

橋本委員

まず、少し状況をもう一回、意見書をもう一度考え直してみると、本人が求めているのは、理由説明書を作成した職員の氏名や職名を書けということを行っているわけなので、それが必要かどうか。という点を考えた場合、それは不必要であろう。ということで多分いいんだと思うんです。それはあくまで、千葉県病院局長とか千葉県教育委員会として文書を発するのであれば、誰が部内のどの人が作ったかということを書く必要は一切ない。ここは多分、その認識でいいのだと思うのです。

その上でさらに、本人が署名と誤解している担当と書いてあると

ころを、そういう形で便宜のために申出人の方に渡っているものがあるから、その便宜のためにそういうふうにした方がいいのか、それとも元々の宛名が違うのだからそこはやっぱりいらんじやないかという議論だという理解なわけです。

そこで、懸案事項として出てきたのが、職員個人の名前を明記してしまうと、職員個人に対する攻撃とかがあっては困るのではないかという側面もひとつあるのではないのか。

問い合わせの窓口がどこであるかと明記したほうがいい。それが情報公開審査会が出されるものであっても、どこが問い合わせ窓口であるのか分かった方が便利は便利でしょうから。その意味では出される文書について、どこが問い合わせ窓口になっているのかを書いておくというのは、全ての文書に書いておくのが適当である。その際に、職員名までいるかといわれると、そこまではいらんじやないのかというようなことが、今私の考えているところです。

ここで、担当という記載、表現をしてしまうと、今回意見書を出してきた御本人のいう署名というふうな作成名義人を表したものと、署名とか誤解される可能性がある。この担当という書き方はちょっと考えるにせよ、本件文書の問い合わせ先とかいう記載であれば、そして部局を書くというのであれば、作成名義人と誤解されるということはないのでしょから。そのような形で表記するというにすることが適当なのかな。

そうしておけば提出を受けた審査会の方でも、ここに連絡をすればいいのだとか、更なる補充を求めるのは、ここなんだと分かるでしょうし。

受け取った側も、この文書を発出したところの問い合わせ先がここなんだと一応明示がされているとのことなので、それで十分なのではないかというふうに考えた次第です。

松村会長

ありがとうございます。

桑波田委員

桑波田委員、何か御意見ございますか。

ちょっと詳しくはわからないんですけども。

普通に質問して、文書が返ってきて、課で対応するものは、職責という意味でなく担当として来るとは思うんですけど、それを封書にして御本人に返すときには必ずどこかの部署というのは明記されるので。そこはもう当たり前のことで。

こちらで待っている人は、例えば審査会の事務局のところへ直接言い換える、一元化というか一本化したらいいのかな。この文書の

中のお名前はいらないのかな。ただ、こちらが聞くときの窓口は絶対必要なので。

書いてあるのが当たり前かなと思ったんですけど、それがないということ、これについての担当が必要かどうかは、ここでは個人的にはいらないとは思いますが。

ただ、問い合わせする時での窓口というのは封書の中で必ずあるので、かがみ文とか作りますので、そこが必然的に窓口になっていると思うのです。そこが繋いで確認すると理解しています。

上谷委員

橋本委員さんの御意見に賛同です。担当個人名は削除の方で良いと考えます。

担当というところと、個人名は削除でも、教育長であつたり病院局長というので、いいんじゃないのかなと思います。

松村会長

ありがとうございました。

最初に確認しておくべきだったのですが、条例についての意見書が出てきていますけど、文書で回答するという事になるんでしょうか。

事務局（酒井）

意見書については、文書で回答する等の規定はありません。これまでの議論が公表されて、それが結果として提示されるという形です。

松村会長

ありがとうございました。私の考え方も含めて、一応の取りまとめをさせていただきたいと思うんですけども。

何らかの形でですね、一応文書を出すのであれば、県民相手ですから、問い合わせ先等は便宜のために、窓口なり個人名が書かれた方が好ましいだろうと。そのときに、組織名だけにするのか、個人名まで書くのかまた別の判断であろうと。

もうひとつあるのが、実施機関個々に判断するのか、この場合には、審査会の事務局から、併せて実施機関から受けたものを渡すという仕組みであるとすれば、審査会の事務局の方もですね、そういう連絡先がある方が適当なのかもしれません。いずれにしても、そういうのが付いていたり付いていなかったりするの、ちょっとまずいのかなというようなことで、具体的な個人名にするのか組織名にするのか、あるいは実施機関の方にするのか審査会の窓口に一本化した形での連絡先にするのかということは、検討の余地がありますけども、何らかの記載は統一的にするのが望ましいと。

ただし、本来の署名という意味での、作成の責任者の署名ということについては、全然ちょっと違いますよということとは共通認識で

きるなど。

今言ったような形で対応について御検討いただければ、というのが審議会の意見としてよろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、議題3につきましては、そういう形で審議会の意見はまとまったとしておきます。

次に、議題4 大量請求等権利濫用的請求への対応について、事務局から御説明お願いいたします。

事務局（谷口） 37ページの資料6になります。大量請求等権利濫用的請求への対応についてです。

「1 概要」を御覧ください。情報公開審査会は、平成16年8月に、情報公開制度の見直しに関し、「今後、大量請求への対処として、拒否処分を行うに当たっての基準を作成すべきである。」との答申を行いました。しかし、未だ、基準等の作成は行われていない現状がございます。

経緯につきまして、若干補足いたしますと、平成14年10月に情報公開推進委員会という、推進会議の前身になるものでございますが、知事の私的諮問機関として設置されました。推進委員会は、大量請求への対処といたしまして、条例上大量請求を理由とする開示請求の拒否処分を認める可能性を検討すべきである。その際、拒否処分が恣意的になされないよう手続きを整備した特別条項を置くことを検討すべきである。どのような請求が大量請求にあたるのか具体的な例示を示すとともに、知る権利を制限という意味で例外的なことであることを明記し、慎重な運用が求められる、との提言を平成15年9月に行い、推進委員会はその後廃止されました。

その後この提言を受けまして、平成15年10月に知事が情報公開審査会に諮問し、四角囲みに記載された答申及び情報公開推進会議の設置などが答申されました。

次に、「2 近年の大量請求の状況」について御説明します。特定の機関に対し大量請求がなされている、あるいは行政の停滞を招く開示請求があるというところです。

まず、こちらの概要ですけれども、特定機関の担当課に対しまして同課が所有する事務の関係書類についてトータルで2年分の開示請求がなされているような事例でございます。この申請は、2年分を9回、期間を区切って請求されております。この件に関する対象文書は、性質上個人情報も多く含むものでありますので、事務処理に

時間を要するという事で、特例延長が長いもので5年程度されているものが幾つかございます。当該担当課としては、平成33年8月までこの請求に対応していかなければならないということで、対応に苦慮していると聞いております。

また、同じ課に対しては、同課が作成・発出した情報、起案決裁文書を含む、という開示請求がトータルで1年3か月分なされております。

さらに、同課の主管課に対しましても、同様に、同課が作成した情報が1年3か月分なされております。これは、ほぼ同時期になされておりますので、実施機関としては著しく処理における滞留をもたらす請求という事で、対応に苦慮しているということを聞いております。

これらの開示請求に対しては、ほぼ不服申立てがされているということで、こちらも異議申立ての滞留案件増加という問題を引き起こす原因となっております。

次に、他県でも大量請求に苦慮しているところがあると聞いておりますので、指針等の作成状況等を整理しました。その結果が、参考1でございます。

まず、問1のところ、大量請求・権利濫用的請求に対する取扱いに関する要綱、要領、指針等の有無について調査いたしましたところ、表にありますとおり、回答があった都道府県中、あると回答した都道府県が9つございました。

問2は内規の名称及び制定時期、問3は関連マニュアルの有無及びその名称と制定時期がありますので御覧ください。

問4の内規の制定理由でございますが、幾つか申し上げますと、神奈川県は、大量請求があり、当該行政文書の諾否の決定を終了するまで数年を要する事例があったためです。愛知県は、開示請求に係る行政文書が著しく大量である場合等は、補正を求めたり決定期間を延長したりする等により対応するが、その方法によって対応できない請求であって、愛知県情報公開条例で予定している請求権の行使の範囲を超える請求がなされることが想定されるためとなっております。

また、問5の内規の制定方法についてでございます。第三者機関への諮問やパブリックコメントの実施などの手続きを経て行なわれているようでございます。

43ページに参考2といたしまして、各県から提供を受けました

取扱指針等の内規を参考として添付してありますので、議論の際に御参照ください。

37ページの「4 本県の権利濫用等による拒否事例」につきまして、御説明いたします。過去の適用例といたしましては、権利濫用規定を直接適用いたしまして却下処分という事になりますが、それは2件ございます。

内容といたしましては、(1) 特定の事務所の課が所管する平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの全ての文書。ここには1年分が入るのですが、対象となる行政文書の範囲が広く、あまりに大量で通常業務の支障となる、請求目的を踏まえた開示の対象となる行政文書の絞り込みを何度か口頭で依頼したが応じてもらえなかった、というような理由で却下処分となった事例であります。

それから、(2) 条例第7条第1項第4号の「行政文書を特定するに足りる事項の形式不備」。こちらで拒否した事例がいくつかございます。

参考4を御覧ください。79ページになります。こちらは、行政文書の特定ができないため却下処分を行ったものについてですが、件数といたしましては48件ございます。このうち教育委員会の4件を除きましては、審査会で既に回答済みでございます。

いくつか下に事例を記載いたしました。(1) ですがけれども、県が負担金支出に関しまして町条例に従って総額を算出しているか確認せず支出してよい根拠についてわかる一切の書類、という請求内容でございましたが、これにつきましては、審査会の方の回答で、本件請求は町の事務処理が適正に行われていないことを前提としたもので、補正によっても行政文書を特定するに足りる事項が記載されていないと判断されました。

次に、80ページの(3)を御覧ください。これは特定の職員が職務上決裁した情報の開示を求めるというものでございます。これにつきましては、当該職員はほぼ全ての行政文書に決裁をしております、行政文書は大量となり、それらすべてについて開示・不開示の判断を行うことは事実上困難であり、補正されなかったため、文書を特定できないという理由で、却下したものでございます。

37ページにお戻りください。最後になりましたが、本県での検討の必要性についてでございます。

千葉県の情報公開条例では、第6条におきまして、「この条例に基づく行政文書の開示を請求する権利は、これを濫用してはならない」

と規定されております。この条文は平成12年に現行情報公開条例の改正を行う際に、審査会から不適正な公開請求であることを理由として請求を拒否する場合の手續について検討すべきであるという答申を受けて、規定されたものでございますけども、実際に適用しようとする場合に現在のところ具体的な基準がございません。

そこで県といたしましては、今回第6条の解釈運用を念頭に県として大量請求に対し、どのように対応したらよいか委員の皆様から御意見をいただきたいと考え、今回提案させていただきました。

まず本日は、委員の皆様から忌憚のない御意見を頂戴できればと思います。本日出ました意見等を参考にして、対応策の検討を進めてまいりたいと考えています。

以上御審議をお願いします。

松村会長

委員の皆さんに御意見をいただきますが、その前に、平成16年8月と、相当前ですから現時点で大量請求という、どういうことが問題となっているのか。

大量請求といっても、1件で何十万ページにもわたるような文書という請求の仕方とか、1人が繰り返し大量請求するとか、何か具体的に、現時点で対処すべき大量請求の問題点を具体的に御説明願えますか。

議論が、何を念頭に、この推進会議で、どういう問題を解決しなければならない問題なのか分からないものですから。ちょっと御説明ください。

事務局（谷口）

トータルで特定の課に対して1年分、作成・発出した文書。トータルなんですけど、それを何回かに分けて行なわれております。

松村会長

それはいつの事案ですか。

事務局（谷口）

平成26年度あたりです

松村会長

それは、例えば、権利濫用というのを、どういう点が支障となっているのですか。

事務局（谷口）

特例延長が、5年以上かかっているという案件が幾つかあるようです。

松村会長

そうではなくて。権利濫用のね。適用できないということについて。例えば、どういう点が、権利濫用を適用できないのか。

我々は何を検討したらいいのかわからないものですから、事務局の率直な御意見をうかがいたいと思うんですが。

事務局（高梨）

補足をさせていただきます。

先ほど権利濫用適用が過去2件あると申しました。

権利濫用というのは相手方の意思といいますか、気持ちというようなどころの確認が若干必要かというところがございます、この2件は相手方からそういう発言の趣旨を担当が聞いたのが、要は害意があると直接聞いたので適用できたという事例だったようです。これは条例で、12年で設けましたが、そういったことを確認することから、かなりハードルがあるとの認識が今事務局でもあります。

先ほど申しました2件、1年間、県には課が色々ありますけども、特定の課が1年間作成・発出した全ての文書という請求ではなくてですね、これは濫用ではないと相手は言ってですね、2か月ごとに刻んで、足しあげると1年になるとか、2年になるとかいう請求を、2か月ごとそれを6回繰り返せば1年になるわけですから。それをやってきまして。

なぜそれをやってるかという、過去の判例を調べてきて、先生も御存知かと思えますけど、まる1年といいますと駄目だと判決で言われるけども、2か月ぐらいであれば大丈夫といわれたような事例が現にあったようで、わざわざそれを御自身で書いてくる事例もあるんですね。

ですので、こちらからすれば2か月を6回繰り返せば1年になりますので。担当課としては、2か月のごとの1個、1個を、判断する。担当課にしてみれば、また来て、12回来るとか、ずっと続けられているというような事態になっている。

ある意味、特定の課に対して、または特定の職員が決裁した押印した全ての書類という、その人が役職であれば当然、裏を返せば1年間その班に通った文書全て、極端に言えばその課の文書全てという請求と同じことなただけけれども、言い方とすればその特定の職員がやったものというような形での請求というのが、今かなり特徴的に出ているような事例です。

松村会長

色々申し上げたいことがあるんですが。

とりあえず、委員の皆様からですね、御質問・御意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょう。どなたからでも結構です。なかなか議論のあるところかと思えます。どうぞ。

佐野委員

大量請求、即、濫用ということも言えないだろうと思うんです。

確かに、大量請求があれば物理的な事務処理というのは実施機関が大変なことになるであろうと。

1年分が濫用であって2ヶ月分が濫用じゃない、とそういう区分

けの仕方もちよっとしっくりこないなど。ただ非常に難しいので、という感想ですね。

松村会長

他の皆さん、いかがですか。なかなか難しい問題ですが。

すみません。それで、今のことについて、ここで議論をして、とおっしゃっていたんですが、手順的にはどういうものですか。

事務局（谷口）

今日お諮りしていることは、端的に申しますと、答申に書かれている基準を、まず今後作っていくかどうか方向性を出していただきたいというところ。

あと、事務局側といたしまして、もし基準を作っていくという方向性が出るのであれば御担当される委員を自薦他薦問わず決めていただければ、と正直こういったような考えでございます。

松村会長

分かりました。

最後の話は置いておきまして、とりあえず大量請求について審査会の答申にもある基準を作成すべきであるとするということについてお諮りしたいとのことなのですが、率直な御意見をいただければ。どうぞ。

末吉委員

一般的な権利濫用の条項があるだけでは、さすがに使いにくいというのは、そのとおりだと思いますし、恣意的な判断があるというのもよくないので、基準を定めるべきということに関しては、そうすべきなのではないかというふうに思います。

松村会長

基準を作った方がいいと。

末吉委員

そうですね。恣意的な判断を防ぐという点でも、それが必要かと思えます。

佐野委員

私も同意見です。

マニュアルというのかな、基準をひとつ作っておかないと、恣意的判断に走っちゃうというか、出てくるので。ある程度の基準を、なかなか難しいかと思いますが、作るべきだと思います。

橋本委員

権利濫用禁止規定を使って拒否をするということが、今後あるのであれば基準を作らざるを得ないだろうと。それをするによって、知る権利の侵害を限界付けるということもあるでしょうし、明確化、恣意的な運用を行わせないという意味もあるので。基準を作るのは権利濫用規定によって拒否を行うという事があるのであれば、せざるを得ないであろう。

とすると、それが今必要な状況にある、こういう事例を適用対象として想定していると出てくると。基準、遡ってではないですけど、判例の積み重ねで基準を作るのではないですけども、どういう事例

が問題なのかというのを積み上げていって、そこから逆算で基準を作るというのか、判例法理による判例の形成というのか、基準化するというのか。そういう方向性で考えた方が、全くのフリーハンドでいきなり基準を考えるよりは。

現在、権利濫用が疑われる事例というのはどんなものがあるか、また、今回上がってますけど、他の県で権利濫用が問題になった事例はどんなものがあるのかというのを、事例をとりあえずいっぱいあげただけあげて、共通項とかから基準を作るというふうなのがいいのかな。基準を作るんだとすると。まずフリーハンドでいきなり基準を作りましょうといっても、それこそ権利濫用の一般規定なので、それは無理なので。やはり具体的に、その権利濫用が問題になるであろうと少なくとも開示決定機関というかが問題にしている事例とかを取り上げてきて検討するのが適当なのでしょう、と考えております。

松村会長
大田委員

他の委員さん、いかがでしょうか。

私もそういう規定があった方が、よいかと思います。

こちらで資料で示していただいた参考3や4を拝見していて、現在具体的に起こっていることに対する県側の方法をおおむね定められるものがあるのかなと思うと、知る権利の侵害ですか、そういったものよりも、まずは現実的に起こっていることに対応ができるようなものは、あった方がいいのではと思いました。

以上です。

松村会長

もしよろしければ、桑波田委員や上谷委員からも一言御意見いただけたらと思うのですが。いかがでしょうか。

桑波田委員

知る権利というのはやはり保障されるべきなので、そこは慎重にしていかなければならないのではないかとひとつ思います。

今、他の県の事例を見ていますと、苦慮されていると思うんですけども、橋本委員がおっしゃった基準の作り方を慎重に丁寧にしていかなければ。やはり情報公開というのは、ひとつは知る権利の部分でもあるので。それと具体的な、27年度16,000件も依頼があったというのは、他の関東のあたりからみても確かに多いんですけど。

知る権利ということは、基準的なことを、考えていく仕組みを作られる時はかなり丁寧に積み重ねていただきたいなと思います。

上谷委員

非常に難しいなと思います。

知る権利の範疇にあたるのか、苦情なのかを、誰が線引きするか、という点ですごく難しいなど。

表を見させてもらおうと、他県ではそういう線引きがあったり。県民皆に知る権利はあるわけで。1人が何十件も、となったときにどうなのかなど。

どういう視線から、この知る権利を考えていけばいいのかわからなくなってきているなあと、率直な意見です。

松村会長

時間もそろそろ予定していた2時間も近くなっておりますので、皆さんの、慎重にということがありますけど、何らかの基準があった方がいいとのことなんです。

実は、私、かなり、この問題については前々から検討しております、もう10年ぐらい地方公共団体の審査会を何十回・何百回とやっているんですけど、必ずこの問題が出てくるんですね。結局決着つかないということなんです。色々な問題がありますけど、まず何点かこの場で申し上げたいと思うんですけども。

大量請求といっても、なかなかどういう実態を踏まえた大量請求の対応なのかという点が、一番問題になります。例えば、件数は多いというけれど、それは制度をよく利用されているということですからね。それは、単に件数が多いからとか、1人がたくさん出したからとか、それはおかしいとは、まずならないわけですよ。

ですから、権利濫用として対応すべき大量請求という事案については、よくよく考えないと。本来目的を問わず行政官の持っている行政文書をだれでも請求できるという趣旨を制圧することになりかねませんので、そこはかなり慎重にまずは考えるべきだろうと思います。ですから、どういう実態を踏まえて対応しようとしているかという、対応する課題ですね。課題の中身をよく考える必要があるかと思えます。

それから、課長の説明の中にもありましたけど、権利濫用となると、どうしても主観的要素になるわけですね。主観的要素ということについて、じゃあルールが、客観的な基準ができるかどうかという点がひとつあるわけですね。

他の例を見ますと、例えば、1年を超える処理期間を要するものは権利濫用として一応位置付けることができるのではないかという基準も幾つか見られますが、はたしてそういうことがいえるのかどうか。本来権利濫用というのは主観的要素を認定せざるを得ないので、その件についての客観的な基準みたいなことを、うまく作れる

のかという点が一点。

それから、実は、これは私の持論なのですが、多くの場合、特定という問題で決着をつけた方が、よりの確、客観的ではないかというふうに思っております。

例えば、従来、最高裁判所の判例というのが、特定ということについて非常に厳しかったんですね。物理的線引きができていれば特定、例えば総務省の文書といったって、物理的に線引きできているから特定だというのが、極端な言い方しますとね。特定された上で請求意見の骨子が成立しているといったうえで、権利濫用かどうかという主観的要素が、なかなか認められないということで地方公共団体が色々と苦勞したんですね。

ところが、最近流れが少し変わりました、国の審査会が警察庁の関係文書について、とても通常のやり方では、あれは25年くらいから蹴ってましたけど、事務処理がおよそ不可能だというようなものというのは機能的に特定されていないんだと、およそ。

あるいは、特定の組織の文書というみたいな請求の仕方というのは、およそ個人情報から、業務上のものから、いろんなものが混ざっている。そういうものについて、ひとつの意図をもって請求するというのはありうるだろうか。情報公開の本来の趣旨としてね。特定の部局の文書全部なんて請求ていうのは、ありうるのだろうか。

それは、やはり情報公開的にいえば特定されていないと理解していいのではないか。こういう考え方で国の審査会では仕切りましてね、東京高裁までは少なくともそれをフォローする判決が出ている。

ですから、多くの場合は権利濫用という主観的要素の認定みたいな議論というよりも、およそ制度として合理的に処理できる形の特定というのが要求されるという、機能的特定ということで、処理することがやりやすいし、県民にも説明しやすいのだろうというふうに考えております。

それから、横浜市とか、愛知県とかで制定されていることは知っていますし、ある程度の内容についても把握しているつもりですけど、私が聞いたところでは、場合によっては基準を作ったけれど、なかなかそれは適用できないよということも、現実に言っているところもあります。作ったからには、ある程度の守れるものを作ってもらわないと、何かせつかくやったのに、なんだとなりますから、それは他の自治体での内容と同時に遵守状況、具体的に判断が行われているかどうか。単に作りましたというだけでは、ということが

ございます。

それから、もう一点。実は、やっかいな問題があるなど考えておりました。大量請求を却下するという基準になるわけですね、結局は。それについては本来審査会が判断するべきであろうと思っております。

と、申しますのは、今年の4月から却下事案について審査会の諮問事項になっているんですね。ですから、まさに条例で書かれた解釈運用というのを、審査会が最終的に第三者として独立した立場で判断するという立場を維持されている。

さらに4月からは、行政不服審査法の改正がありまして、第三者としての行政不服審査会を置くということになっております。不服申立てについて。そういうことを法律で要求されたわけです。

情報公開制度については、例外的に条例特例を設けて認めて、審査会で行政不服審査会にかわる第三者の意見を反映することができることを置いたのです。単なる条例措置ではなくて、法律で要求されている措置ということになったわけですから、少なくとも不服申立事案に関する限りは、第三者の独立した判断が加味される仕組みが法的に要求されている。

ですから、ちょっと杓子定規的かもしれませんが、却下という事例が来て、それについてマルかバツか適宜を判断するという立場、審査会が独立の立場があるんですけど、それとは別途に推進会議がこういう基準で却下をやれという判断を先に示してしまうというのは、第三者機関の判断が2つ並ぶことになり、どういうものかなと。

従来は、私が知る限りでは、事務局が勝手に権利濫用の基準を作っているか、作っていても審査会は無視できるわけですよ、事務局のあくまで判断ですから。法規でも何でもないですから。

でも、その時に審査会自らが、こういうものや、こういう基準で作るべしという答申を出した例はあります。横浜とか、確かそうだった。判断を先取りするような一般的なルールを作らせるということは考えられるんですけど。

別途の第三者が作っても、ちょっと、そこどころが気になる場所です。他の自治体の例なんかを調べていただきたいと思っております。

16年の答申の頃は審査会事項じゃなかったんですね。不服申立却下というのは、不服申立てにはなるけど、審査会にいかない県の仕組みが運用されていたわけですけど。

4月から変わりました、審査会に行くとのことなので、それを先取りする形で第三者機関が判断を示してしまうというのは、ちょっと気になる場所ですけど。

多くの委員さんが、一応何らかの基準について検討した方がいいというのであれば、それはそれで結構ですけども。

今のような、まず県として実態があるのか、本来特定として対処した方がより合理的・客観的ではないか、多くはそれで解決できるのではないか、他の自治体を参考するとなった場合に、本当に遵守されているのかどうか、そこのところはチェックしていただきたい。

最後に申し上げました、第三者機関の判断が2つ並ぶというのはどういうふうに考えるのか、併せて御検討いただければありがたいなど。

とりあえず議長としての御要望という形になりますけど、それも含めて御検討いただければありがたいなど考えております。

事務局（高梨）

補足なんですけど、今会長からおっしゃっていただきましたことに、その後、御検討いただけるかと思うんですけど、基準が使いづらい、各県がその基準をどう使っているかという事を調べなければいけないですし、機能的特定という概念は我々不勉強なところでありますので、基準作成に当たっては、その概念をどうするという事も併せて御検討いただいて、より使いやすいもの、実施機関がこれは特定されていないという基準が作れるかというのはこれからの検討ですけども、そういった面も含めて御検討いただければありがたい。していきたいと思っているのがひとつです。

もうひとつは、推進会議と情報公開審査会の関係という事で、千葉県は大量請求等、そういった様々な都合で、推進会議という他県に例のない審議会で情報公開に関して。まさしく制度の検討をしていただくことですが、情報公開の円滑な制度運営のために制度の検討をするという条例上の業務の位置付けを持って、ひとつ別の審議機関を持っている、附属機関を持っている、という特徴的な組織を持っているというところがありますので、まさしく基準ですとか全体にかかるようなものは、まず、事務局としては、推進会議で御検討していただきたいという認識を持っております。

当然その基準に基づいて、実施機関が却下にしたものに関して審査会は個々の事案については御審議していただくこととなりますので、それは当然、基準作成の時に何らかの形で審査会にも、こういう意見を伺うとか、そういった形で円滑に進むような、こちらとして

もどうして進めていくかは、これから先生方の御意見を入れながら、考えていきたいと思えます。

松村会長

一点だけ。先ほどの条例の御説明の中に、不服申立事項というのは、それは推進会議の職務の中にはつかないよというふうにいっているわけですね。不服申立事案として審査会が判断、最終的に第三者としての意見を述べる事項については、この審議会は取り扱わないよということを条例で線引きしているわけです。

どういういきさつで、というのはあるんでしょうけども、それを考えると審査会の判断を別途この推進会議が縛るとするのは、ちょっと問題があるのかなというのが私の考えなんです。それはそれで作った結果、別途判断すればいいのだということであれば、それですけども。少なくとも検討する段階では、それにも触れていただけたら、いいんじゃないかな。

後々ですね、仮にも私が審査会の委員だったら。事務局の判断で独自にできたものだったら、それは審査会独自にやりますし。国の審査会でやった時も、総務省が一般に出したその解釈基準をひっくり返した例はいくらでもありますけれども。第三者機関が絡んでいるとなるとちょっと話が違うのかなと、いう点だけ。

そこまで深く考えるなという御意見もあるのかもしれませんが。少なくとも、結構ですけど頭の整理がよくできていないと申し上げておきます。

それではこれについては今後推進会議の委員を、ある程度御希望等も踏まえて検討の場を別途つくっていただくという、そういうことでしょうか。

事務局としては、どういうふうにお考えでしょうか。

事務局（谷口）

はい。そのとおりでございます。

基本的に、事務局の方で色々な作業はありますが、折に際して御相談をさせていただくような形を取らせていただくのが、よろしいかなと思っております。

松村会長

最終的には、審議会のアウトプットは、どうするんでしょうね。答申という形になるのですかね。

事務局（谷口）

それはこれからの検討課題とさせていただきますと思えます。

佐野委員

基本的に、この基準は、実施機関が、県が作るべきであって、この会議が作るというのは筋が違うんじゃないか。県の方が、部署は政策法務課になるのかもしれないけど、そこが原案を作って、この会議で意見を述べるという立てつけであればそれはそれでいいけど。

この会議を作る、旗をふって作るというのは、なんとなくおかしいな。座りが悪いな。会長もその点をおっしゃっていたのかもしれない。そんなふうを感じるんですよ。その点はどうですか。

事務局（谷口） あくまでも事務局側からですね、推進会議主体ではなく、推進会議の場で御知恵をお借りしたいというところです。

最終的な出口のところは、今後整理させていただきたいと思います。

事務局主体で考えて、アドバイスの推進会議に御意見をもらうという形が望ましいというのであれば、そういった方法で、進めていきたいと思います。

大田委員 要するに、39ページの例えば問5のところ、各県にも聞かれている状況の中で、制定するにあたって方法についてというところで、第三者機関への諮問があったのかという観点から意見を聞いた先をここをしたいという観点なのかなと。

その程度って言うのは失礼だけど、その程度かなと。

松村会長 頭がふたつあるところがちょっと気になってまして。そのところは何らかの形で調整があった方がいいのか、いやそれでもういいんだと整理してしまうか、事務局から御検討いただけると思うんですが。

横浜市のあたりは、確か、審査会の方で答申というかなり詳細なものを出したように記憶しておりますが。自ら従来の判断を踏まえてとなるんでしょうけど。向こうとはちょっと違うし、4月からますます審査会事項になってしまったという事情がありますので。

それでは、私の方から御注意を申しましたが、それから一部の委員から、知る権利との関係で慎重に、少し内容的には慎重な取り扱いを、という御意見も出ました。

多くの委員からは、検討するのはひとつ必要かなという御意見でしたので、事務局の方で今日出た意見を踏まえて、対応について、進め方も含めて、それから最後のことも含めて検討いただければよろしいかと思います。

他に、特に委員さんから御質問・御意見等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは最後に、事務局から何かございますか。

事務局（酒井） 事務局からですが、今後の会議の開催予定でございますけれど、ただ今の議案の整理等も含めて、委員の皆様にご相談する機会等させていただきたいと思っておりますし、また先ほど報告した苦情処理案

件の対応等が必要となることから、引き続き年内に会議の開催等を検討してまいりたいと思います。

開催日程等決まりましたら、御連絡差し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

松村会長

はい。ありがとうございました。

委員の皆様方から貴重な御意見をいただきましたし、そういった意味では充実した議論が出来たのではないかと考えております。

これをもちまして平成28年度第1回千葉県情報公開推進会議を閉会といたします。

ありがとうございました。